

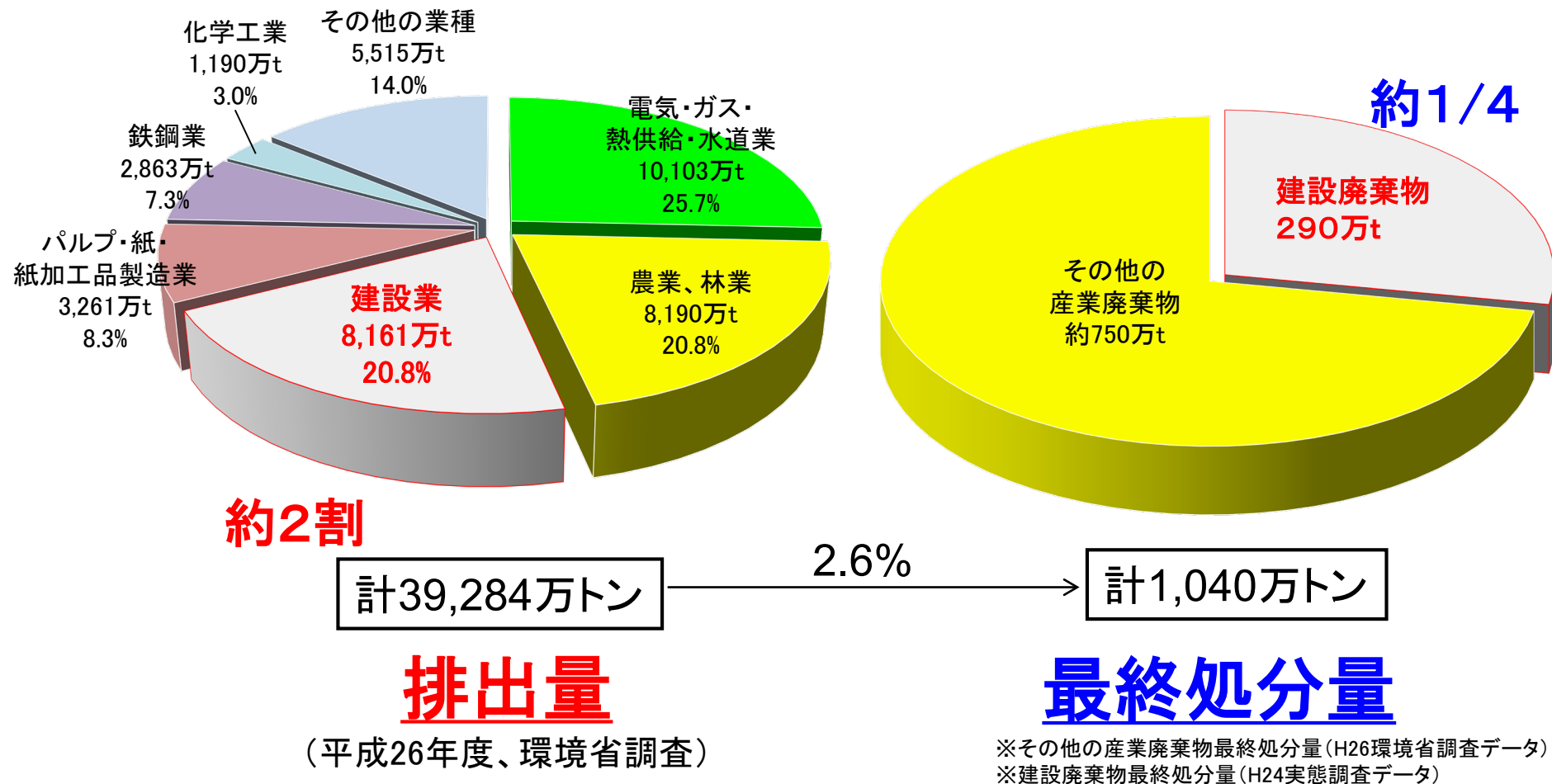
最近の建設リサイクルの現状について

令和元年10月2日

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課
インフラ情報・環境企画室長 八尾 光洋

1. 建設リサイクルの現状 建設廃棄物の排出量と最終処分量

- 産業廃棄物排出量の約2割が建設廃棄物
- 産業廃棄物最終処分量の約1/4が建設廃棄物



排出量
(平成26年度、環境省調査)

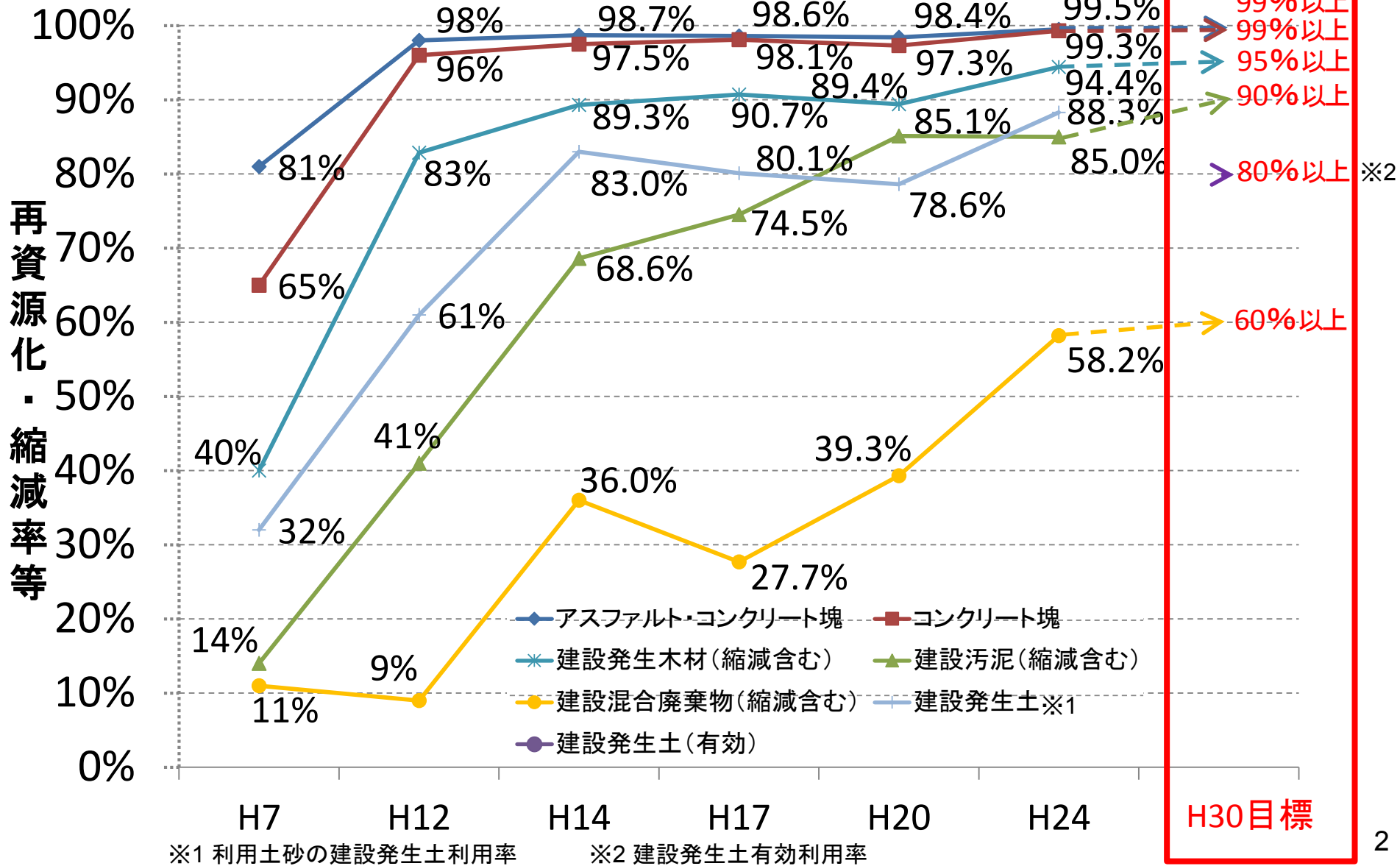
最終処分量

※その他の産業廃棄物最終処分量 (H26環境省調査データ)
 ※建設廃棄物最終処分量 (H24実態調査データ)

出典:「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況(平成26年度実績)」(環境省)₁
 平成24年度建設副産物実態調査(国土交通省)をもとに作成

1.建設リサイクルの現状 建設副産物の品目別の再資源化率

● 建設廃棄物の再資源化率等や建設発生土の利用率は着実に上昇



新たに取り組むべき重点施策(7項目)

- (1) 建設副産物物流のモニタリング強化
- (2) 地域固有の課題解決の促進
- (3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進
- (4) 工事前段階における発生抑制の検討促進
- (5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進
- (6) 建設工事における再生資材の利用促進
- (7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

引き続き取り組むべき施策(10項目)

- (1) 情報管理と物流管理、(2) 関係者の連携強化、(3) 理解と参画の推進、
- (4) 建設リサイクル市場の育成、(5) 技術開発等の推進、(6) 発生抑制、
- (7) 現場分別、(8) 再資源化・縮減、(9) 適正処理、(10) 再使用・再生資材の利用

2. 建設リサイクル推進計画 (1) 建設副産物物流のモニタリング強化

建設副産物物流のモニタリング強化

- ①建設副産物物流のモニタリングの毎年実施
- ②混廃・木材・汚泥の直接最終処分要因等のモニタリング実施
- ③再生クラッシュランのストック状況等の物流把握

建設副産物物流のモニタリング強化とは:再資源化・縮減等の状況の変化を早期に確認し、建設副産物の高い再資源化・縮減率等の継続維持に取り組む。

【北海道開発局での取組と成果】

- 北海道開発局の直轄工事及び、北海道、道内市町村の工事を対象に、建設副産物情報交換システム登録工事のうち、再資源化施設以外への搬出を計画または実施している工事担当者に対して、搬出先の間違いが無いかなどを指摘。
- 指摘に対して工事担当者が、入力ミス、搬出先見直し、修正不要を回答するモニタリングを実施。
- H29年度直接最終処分予定工事439件中、入力ミス件数322件(73%)、入力ミス訂正による直接最終量の減少量はAS塊4.4万トンから0.12万トンへ97%減と大幅に削減。

【モニタリング実施手順】

以下の手順により、搬出先のモニタリングを実施。

I: 確認依頼

搬出先が最終処分場、その他処分となっている工事を抽出。再資源化等の間違いはないか指摘し、送付。

II: 確認結果の記入(工事担当者)

指摘に対して入力ミス、搬出先見直し、修正不要について、工事担当者が記入。

III: 再確認依頼

記入された結果に対して、内容に疑義がある事項については再確認を依頼。

IV: 結果の整理及び指導

再確認の結果を反映。結果について周知し、COBRISの誤入力を確実に元請業者に修正させるよう指示。

<建設副産物情報交換システムと電子マニフェストとの連携>

建設副産物 登録作業を効率化

電子マニフェストデータの活用による業務・統計調査の効率化

入力項目削減・集計不要

国交省・環境省がシステム連携

2、3年めどに運用 働き方改革に貢献

国土交通省と環境省は、建設副産物に関する登録作業を効率化するため、両省のシステム連携に乗り出す。排出事業者が環境省の電子マニフェストに入力するデータのうち、COBRRISなどの建設副産物情報交換システムで必要となる項目を自動的に取り込めるようにする。これまでに半年間になっていた一部の登録作業や集計作業を削減することで、事務作業の大幅な負担軽減に役立てる狙いだ。

国交省は2019年度の手続きデータ活用による建設業務要求に、電子マニフェストの効率化統計システムデータの活用による業務・統計調査の効率化を図る。費用として、1200万円を概算。統計調査の効率化などをり込んだ。



現行制度では、排出事業者は環境省が所管する廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の作成・管理が義務付けられている。トラック1台ごとの電子マニフェストによる登録が必要で、1工事当たり150枚程度の入力作業が必要となっている。

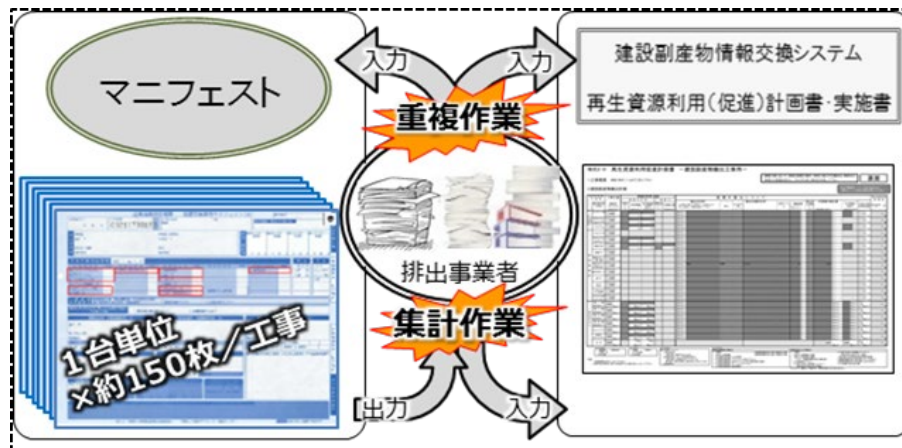
加えて、国交省が所管する建設リサイクル法に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化の実施状況に関して、建設副産物情報交換システムにおける報告が義務付けられている。さらに、建設副産物情報交換システムでは毎年この建設副産物実態調査や毎年の簡易実態調査も実施されている。

各法律に基づく工事書類作成や一般統計調査のための作業には重複した項目が多数あり、排出事業者は事務作業に多大な労力を要している。業界団体からは工事書類の簡素化を求めた作業の省力化を求めている。国交省と環境省、日本建設業連合会、日本産業廃棄物処

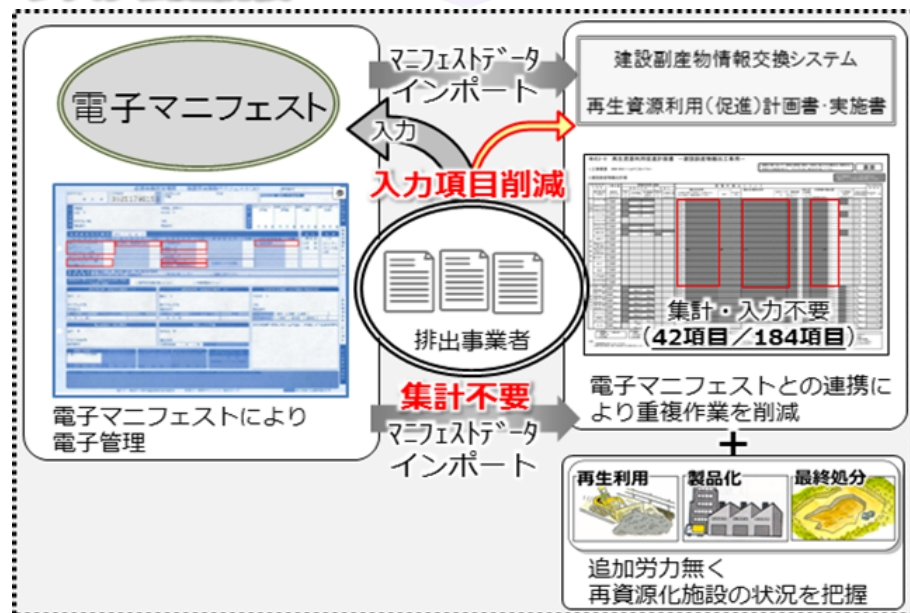
H30.9.20
建設通信新聞(1面)

＜電子マニフェストと建設副産物情報交換システムとの連携＞

システム連携前



システム連携後



○ 国土交通省と環境省は、建設副産物に関する登録作業を効率化するため、両省のシステム連携に乗り出す。

○ 排出事業者が環境省の電子マニフェストに入力するデータのうち、COBRISなどの建設副産物情報システムで必要となる項目を自動的に取り込めるようにする。

○ これまで2度手間となっていた一部の登録作業や集計作業を削減することで、事務作業の大幅な負担軽減。働き方改革に貢献。

○ 今後2～3年を目途に運用を目指す。

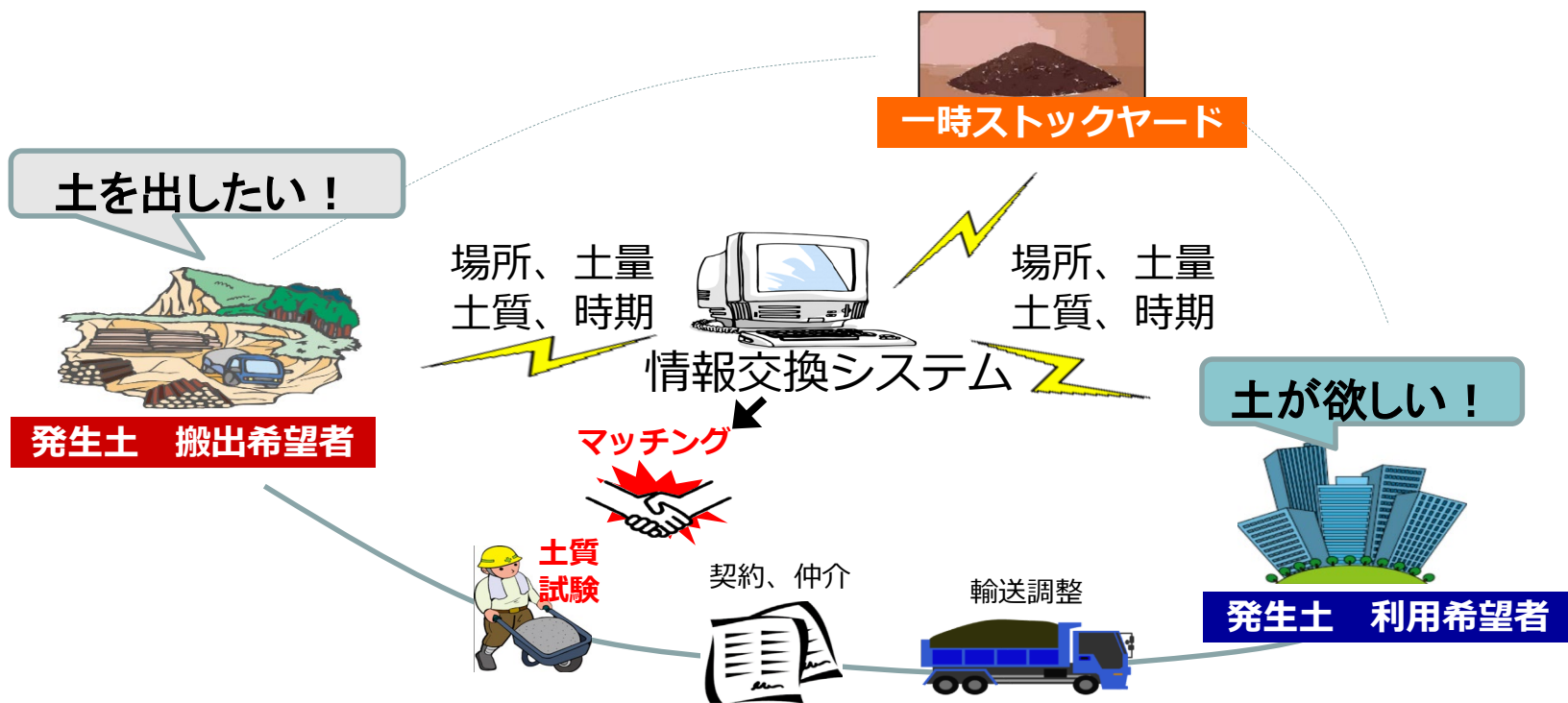
<建設発生土の官民有効利用マッチング>

【背景】 有効利用されない建設発生土がある状況。更なる利活用が必要。

【取組】 官民一体で発生土利用するため、官民のマッチングのシステムを構築。

【成果】 試行マッチングを実施、H30年度迄に 29件 27万m³ の事例成立。

実績や関係機関等へのヒアリングを元に、進める上で必要となる手続きや協定書の記載事項等をまとめた運用マニュアル案の作成。



官民マッチングのイメージ

<マッチングの事例（北海道）>

■ 公共工事ストックヤードからの建設発生土を民間工事の埋め戻し材として使用

《搬出側（公共）》

国が発注した空港整備工事の
ストックヤード



《搬入側（民間）》

民間の資材置き場造成工事の
埋め戻し材



【登録条件】

登録土量: 19,300m³

搬出可能時期: 2018年全期

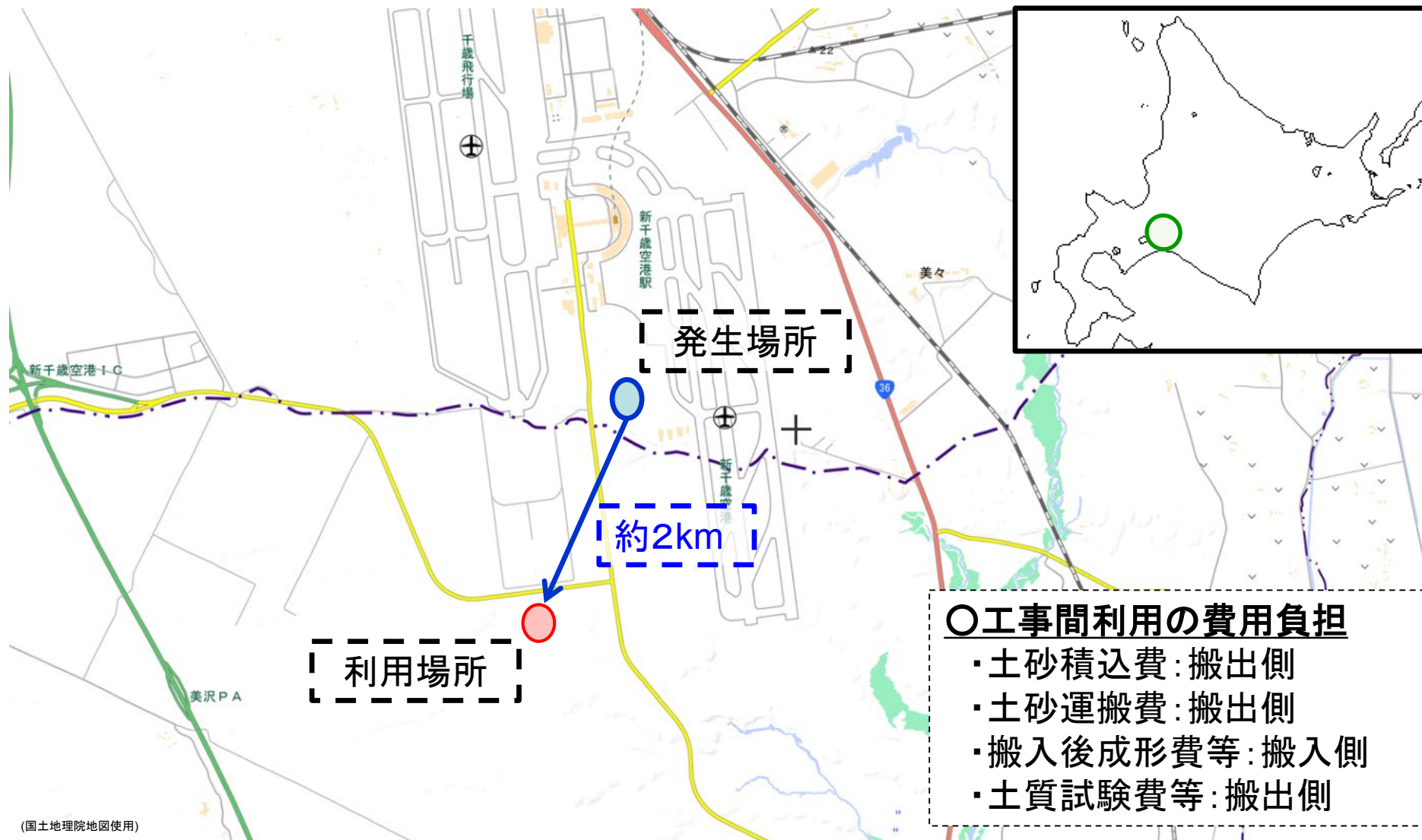
土質区分: 第1種(砂質土)

約5,900m³利用

利用時期: 2018年10月

<マッチングの事例（北海道）>

建設発生土の発生箇所等について



<官民マッチングのホームページ>

トップページ

<http://matching.recycle.jacic.or.jp>

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングホームページ

参加登録

建設発生土官民有効利用試行マッチング事務局
国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室
国土交通省大臣官務 公共事業調査室

トップページ ログイン システム利用登録 FAQ お問い合わせ

Windows セキュリティ

The server matching.recycle.jacic.or.jp is asking for your user name and password. The server reports that it is from Login.

ユーザー名
パスワード
 資格情報を記憶する

OK キャンセル

トップページ

建設発生土の官民有効利用マッチングシステムは、国土交通省が平成26年9月に策定した「建設リサイクル推進計画2014」において新たに取り組むべき重点施策の一つとして位置付けている建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化を図るため、官民一体となった建設発生土の相互有効利用のマッチング調整に必要となる情報提供を実施するものです。

官民マッチングのシステム利用手引については、[こちら](#)からダウンロードしてください。
官民マッチング利用手引

官民マッチングの参画方法【解説】については、[こちら](#)からダウンロードしてください。

ダウンロード画面

建設発生土の官民有効利用の試行マッチングホームページ

建設発生土官民有効利用試行マッチング事務局
国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課 環境・リサイクル企画室
国土交通省大臣官務 公共事業調査室

トップページ ログイン 参加登録/利用手続き FAQ お問い合わせ

1. 土量データ提供のお願い

次のような発生土量がある方は事務局まで下記の通りに提出ください。

- 他の工事(公共工事または民間工事)に建設発生土を搬出した。
- 他の工事(公共工事または民間工事)の建設発生土を利用したい。

2. 工事間利用調整データ

- 工事間利用を行う地方ごとに、データをダウンロードして活用してください。
- 試行マッチング情報更新情報は、月次回復度から年次回復度とさせていただきます。このようなデータが登録されていることをご了承ください。

【最新更新日】
公共データ 2016年 7月 11日(月)
(国北) 茨城県内、群馬県内、千葉県内、東京都内、山梨県内、新潟県内、富山県内、愛知県内、三重県内、滋賀県内、京都府内、兵庫県内、徳島県内、香川県内、愛媛県内、高知県内、佐賀県内、熊本県内、宮崎県内

(国入) 兵庫県内、愛媛県内、福岡県内、熊本県内

民間データ 2016年 7月 11日(月)
(国北) 静岡県内、大阪府内

2016/01/12
ダウンロードについてご意見をいただいたため、土量データのファイル名が変更になりました。
例 : 03_関東地方_国北_20140106.xlsx

地方名	輸入工事データ	輸出工事データ
北海道地方(北海道)	リンク	リンク
東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	ダウンロード	ダウンロード
関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)	ダウンロード	ダウンロード
北陸地方(新潟県、富山県、石川県)	ダウンロード	ダウンロード
中部地方(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)	ダウンロード	ダウンロード
近畿地方(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	ダウンロード	ダウンロード
中国地方(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	ダウンロード	ダウンロード
四国地方(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	ダウンロード	ダウンロード
九州地方(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	ダウンロード	ダウンロード
沖縄地方(沖縄県)	ダウンロード	ダウンロード

ページトップへ戻る

Copyright © 2008-2015 JACIC.All Rights Reserved.

- 参加することで、土砂情報の登録 及び 登録された土砂情報の閲覧が可能。
- 未参加の場合、ぜひトップページから [参加登録/利用手続き] を。
- 利用にあたってのマニュアルやQAを掲載。

<土砂の不法投棄事案の対応について(案)>

1. 問題の土砂が、がれき類や廃木材などが混じった土砂（廃棄物混じり土）であるか否かをいち早く現地確認することが重要である。
2. もし、廃棄物混じり土である場合には、廃棄物処理法に基づいた指導、監督、処分等を行う可能性が高い。
3. 土砂の不法投棄事案への対応には、「建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料」（平成29年8月国土交通省）も参考となる。

<建設工事で発生した土砂（イメージ）>



建設発生土



廃棄物混じり土

< 建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料 >

建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料
(国・地方公共団体等内部用)

平成 29 年 8 月
国土交通省

●平成29年8月29日に発出

- ・ 各地方整備局等
- ・ 都道府県
- ・ 政令市
- ・ 市町村（都道府県経由）

●国土交通省のホームページに掲載

⇒ 総合政策

⇒ 建設リサイクル

⇒ 通達・基準・マニュアル等

【HPアドレス】

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0305manual.htm

○ 本資料は、建設工事で発生した土砂が現場外に搬出され、山間部等に盛上げられたあるいは投棄された土砂の不適正処理問題について記述

なお、建設工事で発生した土砂には以下のものがある。

- ・ 汚染土壌
- ・ 廃棄物混じり土
- ・ そのまま原材料となる土

【活用方法】

○ 現場実務に携わる行政担当者に対して、対策の検討を行うためのマニュアルや研修等の資料として活用し、**認識の改善、体制の構築、現場の執行力**を高める

- ・ 崩落の危険性を十分に認識
- ・ 早期に違反を発見
- ・ 組織的な取組（関係機関との連携）
- ・ 建設発生土の有効利用の促進
- ・ 土砂条例制定の参考

等

1. 生産性革命、働き方改革

- AI ⇒ 中間処理施設など
- ビックデータ ⇒ COBRIS、電子マニフェストなど
- ドローン ⇒ 建り法パトロールなど

2. 維持管理・更新時代

- 現在とどうか変わるのか？
- 多量に排出される品目、量、品質は？

3. リサイクル原則化ルール

- 工事現場からの搬出50kmルールなどは適切か？

4. 再生資材の利用の推進

- Co殻、As殻の再資源化率は99%
⇒現場での利用状況に関する新たな指標

ご静聴ありがとうございました